議案第37号

幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第33条第2項の規定により 過疎地域とみなして適用される同法第6条第7項の規定により、幕別町過疎地域自 立促進市町村計画(自平成22年度至平成27年度)を別紙のとおり変更する。

幕別町過疎地域自立促進市町村計画 (変更)

区分	2 産業の振興	備考
変更前		16頁 19行目
	自立促進 事業名 施策区分 (施設名) 事業內容 事業主体 備考	
	1 産業の振興 (1) 基盤整備 林業 (8) 観光又は	
	レクレーシ ョン	
	(9) 過疎地域自立促進特別事業	
変更後		16頁 19行目
	自立促進 事業名 施策区分 (施設名) 事業內容 事業主体 備考	
	1 産業の振興 (1)基盤整備 林業 <u>育苗センター改修</u> <u>事業</u> <u>幕別町</u>	
	(8)観光又はレ クレーショ ン <u>栄町あけぼの公園</u> 整備事業	
	(9)過疎地域自 立促進特別 事業 事業 (事業内容) 国道沿いに設置し ている既存の観光 施設案内標識をリ ニューアルすると ともに、高規格幹 線道路ICから市 街地へ誘導する標	

る。 (事業の必要性) 平成27年3月に高 規格幹線道路忠類 ICが開通するこ とにより、国道を 通行する車両の減 少に伴い市街地を 訪れる観光客等が 減少し、地域が疲 弊することが予想 されることから、 国道沿いに設置し ている既存の観光 施設案内標識をリ ニューアルすると ともに、ICから 市街地へ誘導する 案内標識を新たに 設置し、観光客等 の呼び込みにつな げる<u>。</u> (事業効果) 観光施設案内標識 のリニューアル及 び新設設置によ り、観光客等を市 街地へ誘導するこ とで、地域の観光 振興及び地域活性 に寄与するもので ある。

区分	3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進				
変更前	(3)計画	20頁 2 行目			
	自立促進 事業名 施策区分 (施設名) 事業内容 事業主体 備考				
	2 交通通信体 系の整備、情 報化及び地域 間交流の促進				
変更後	(3)計画	20頁 2行目			
	自立促進 施策区分				
	2 交通通信体 系の整備、情報化及び地域 間交流の促進 (4)市町村道 道路 <u>忠類24号線道路整</u> <u>備事業</u> 中当基線道路整備 事業 幕別町 事別町				

区分	4 生活環境の整備	備考
変更前	(3)計画	21頁 2行目
	自立促進	
	3 生活環境の (6)過疎地域自 整備 立促進特別 事業	
変更後	(3)計画	21頁 2行目
	自立促進 事業名 施策区分 (施設名) 事業内容 事業主体	
	3 生活環境の 空に (6)過疎地域自立促進特別事業 (事業内容) 忠類地域市街地を中心に配置している防犯灯をナトリウム灯からLED灯に更新する。 (事業の必要性) LED灯はナトリウム灯に比べ省電力・長寿命であることから、電気料金の軽減のほか、ランプ切れによる消灯等の解消につながる。 (事業効果) 防犯灯をLED灯に更新することにより、電気料金の軽減及びランプ切れの解消つながることで、地域住民の安全安心に寄与するものである。	

区分	7 教育の振興					備考
変更前	(3)計画					24頁 29行目
	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
	6 教育の振興	(1)学校教育関 連施設				
		(4)過疎地域自 立促進特別 事業				
変更後	(3) 計画					24頁 29行目
	自立促進 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備考	
	6 教育の振興	(1)学校教育関連施設	<u>スクールバス購入</u> <u>事業</u>	幕別町		
		(4)過疎地域自立促進特別事業	町民プール改修事業 (事業内容) 温水器を更新する。 (事業の必要性) 温水ののででででででででででででででででででででででででででででででででででで	幕別町		